



記者発表資料

令和2年2月25日
 中央保健福祉センター社会援護第一課・第二課【中央区事案関係】
 電話221-2146 内線93-548
 若葉保健福祉センター社会援護第一課・第二課【若葉区事案関係】
 電話233-8147 内線94-350
 緑保健福祉センター社会援護課【緑区事案関係】
 電話292-8134 内線95-350
 保健福祉局保護課【生活保護制度関係】
 電話245-5241 内線90-2755

生活保護費の算定誤りについて

中央保健福祉センター、若葉保健福祉センター及び緑保健福祉センターの各社会援護課において生活保護費の算定誤りがありましたので、お知らせします。

1 概要

令和2年1月に全6区保健福祉センターにおいて障害者加算の誤認定による生活保護費の算定誤りの有無について調査を行ったところ、上記3つの保健福祉センターで生活保護費の算定誤りがあることが判明したものと。

2 算定誤りの内容

20人の生活保護の受給者の方について、障害者加算の算定誤りがあり、以下のとおり過大支給及び過少支給が生じた。

区分	人数	金額
過大支給 (このうち5年の消滅時効で請求できないもの)	16人 (4人)	10,324,690円 (2,319,830円)
過少支給 (このうち遡及可能な期間が経過したため支給できないもの)	4人 (4人)	3,426,693円 (3,206,703円)

3 原因と事例

認定根拠を誤って処理を行ったことによる。

【事例】

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の等級に基づく認定は、原則として障害年金の裁定が行われるまでの間の暫定措置であるにもかかわらず、
 - ア 障害年金2級の裁定が下されている方について17,870円の障害者加算を認定し続けるべきところ、その後取得した精神障害者保健福祉手帳1級に基づいて障害者加算の額を26,810円に変更したもの。
 - イ 精神障害者保健福祉手帳2級に基づいて17,870円の障害者加算を暫定的に認定していた方について、障害年金の裁定結果が却下となったため障害者加算の認定を取り消すべきところ、同認定を続けていたもの。
- (2) 身体障害者手帳の等級が1級から3級に変更されたため障害者加算の額を17,870円に変更すべきところ、同手帳1級に基づく26,810円の障害者加算の認定を続けていたもの。
- (3) 療育手帳の取得により障害者加算の対象となっていたにもかかわらず、認定が行われていなかったもの。

4 市の対応

- (1) 該当世帯に対し謝罪と事情説明を行った。
- (2) 過大支給分については生活保護法に基づいて返還を求める手続を進めている。過少支給分については遡及可能な期間が経過したため支給できないものを除いて追加支給を行った。

5 再発防止策

(1) 保健福祉センターにおける再発防止策

- ア 定期的な調査等によるチェック体制の強化を図る。
- イ 制度についての理解を深めるための研修を行う。

(2) 保護課における再発防止策

- ア 生活保護法施行事務監査の中で指導を行う。
- イ 巡回による研修等を強化していく。

※ 参考1 算定誤りの内訳

		中央保健福祉センター	若葉保健福祉センター	緑保健福祉センター
過大支給	件数	4件	6件	6件
	金額 (時効)	1,915,760円 (71,440円)	4,560,090円 (1,571,590円)	3,848,840円 (676,800円)
過少支給	件数	0件	4件	0件
	金額 (支給できず)	0円	3,426,693円 (3,206,703円)	0円
合計	件数	4件	10件	6件
	金額 (時効・支給できず)	1,915,760円 (71,440円)	7,986,783円 (4,778,293円)	3,848,840円 (676,800円)

※ 参考2 生活保護費における障害者加算

(1) 障害者加算とは

障害者加算は、障害により最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする障害者に対し、基準生活費のほかに加算して支給される生活保護費である。

(2) 障害者加算と認定根拠の関係

加算額	原則			原則に依拠できない場合 ※	
	身体障害者手帳	障害基礎年金	特別児童扶養手当	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳
26,810円	1級、2級	1級	1級	1級	A1、A2
17,870円	3級	2級	2級	2級	B1

※ 精神障害者保健福祉手帳により障害者加算を認定する場合は、原則として、障害年金を請求し、裁定がなされて障害基礎年金1級又は2級に該当するまでの間に限って暫定的に認定することができる。このため、障害年金1級又は2級の裁定を受けた場合は改めて年金の等級を根拠に認定を行うこととなり、却下の裁定を受けた場合は障害者加算の認定はできなくなる。療育手帳も、同様に障害年金が優先される。